

# 2023年度 保険料率について

# 目次

1. 2023年度の保険料率・収支見込について	
○医療分	
・2023年度平均保険料率	・・・ 2
・2023年度の都道府県単位保険料率（愛知支部）の見込について	・・・ 6
・政府予算案を踏まえた収支見込（2023年度）の概要について	・・・ 11
○介護分	・・・ 15
2. 2021年度インセンティブ制度の評価結果等について	・・・ 17

## 2023年度 平均保険料率に関する論点

### 1. 平均保険料率

#### 《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの2021年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
  - ・ 被保険者数の伸びが2017年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
  - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、2023年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
  - ・ 健康保険組合の2022年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
  - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

## 2023年度 平均保険料率に関する論点

### 【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、2023年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
  - ※ 2022年9月14日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。」「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。」

## 2. 保険料率の変更時期

### ≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（2009年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

### 【論点】

- 2023年度保険料率の変更時期について、2023年4月納付分（3月分）からでよいか。

## 医療分の2023年度平均保険料率

### (1) これまでの議論の経緯

2023年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、2023年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

### (2) 協会としての対応

#### ① 平均保険料率について

2023年度の平均保険料率については、10%を維持する。

#### ② 保険料率の変更時期について

2023年4月納付分からとする。

支部評議会における主な意見

※ ( ) 内は去年の支部数

意見の提出なし 0支部 ( 2支部)  
意見の提出あり 47支部 (45支部)

①平均保険料率10%を維持するべきという支部 39支部 (31支部)  
②①と③の両方の意見のある支部 7支部 (10支部)  
③引き下げるべきという支部 1支部 ( 4支部)

(保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし)

## 2023年度の都道府県単位保険料率（愛知支部）の見込について

### 料率の見込

	全国平均	愛知支部	単位 (%)
(a) 共通保険料率 (高齢者医療への拠出金、現金給付費など)	4.64	4.64	高齢者給付金 3.58 現金給付費等 0.53 保健事業費等 0.56 その他 ▲0.02
医療給付費についての調整前保険料率	5.36	4.84	年齢調整 0.20 所得調整 0.27
(b) 医療給付費についての調整後保険料率 (年齢調整、所得調整)	5.36	5.31	
(a) + (b)	10.00	9.95	精算 0.051 インセンティブ 0.010
保険料率 (精算・インセンティブ含む)	10.00	10.01	

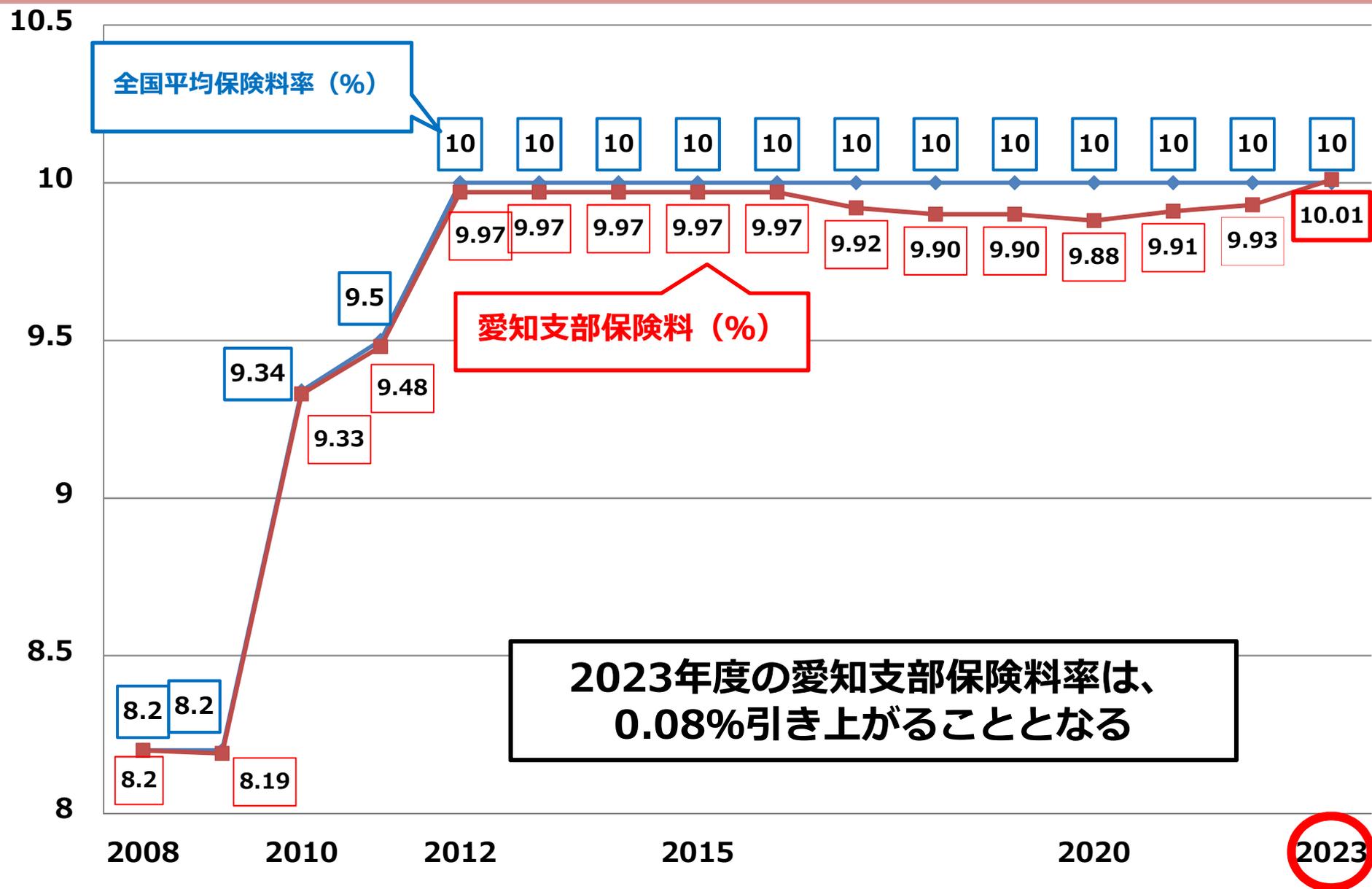
#### ○介護保険料

1.82% (2022年度1.64%)

#### ○変更時期

健康保険料率、介護保険料率ともに 2023年4月納付分 から変更する

## 愛知支部の健康保険料率の推移



## 都道府県単位保険料率の設定イメージ

### ○都道府県単位保険料率の傾向

- ・年齢構成の高い県 → 医療費が高く保険料率が高くなる
- ・所得水準の低い県 → 同じ医療費でも保険料率が高くなる

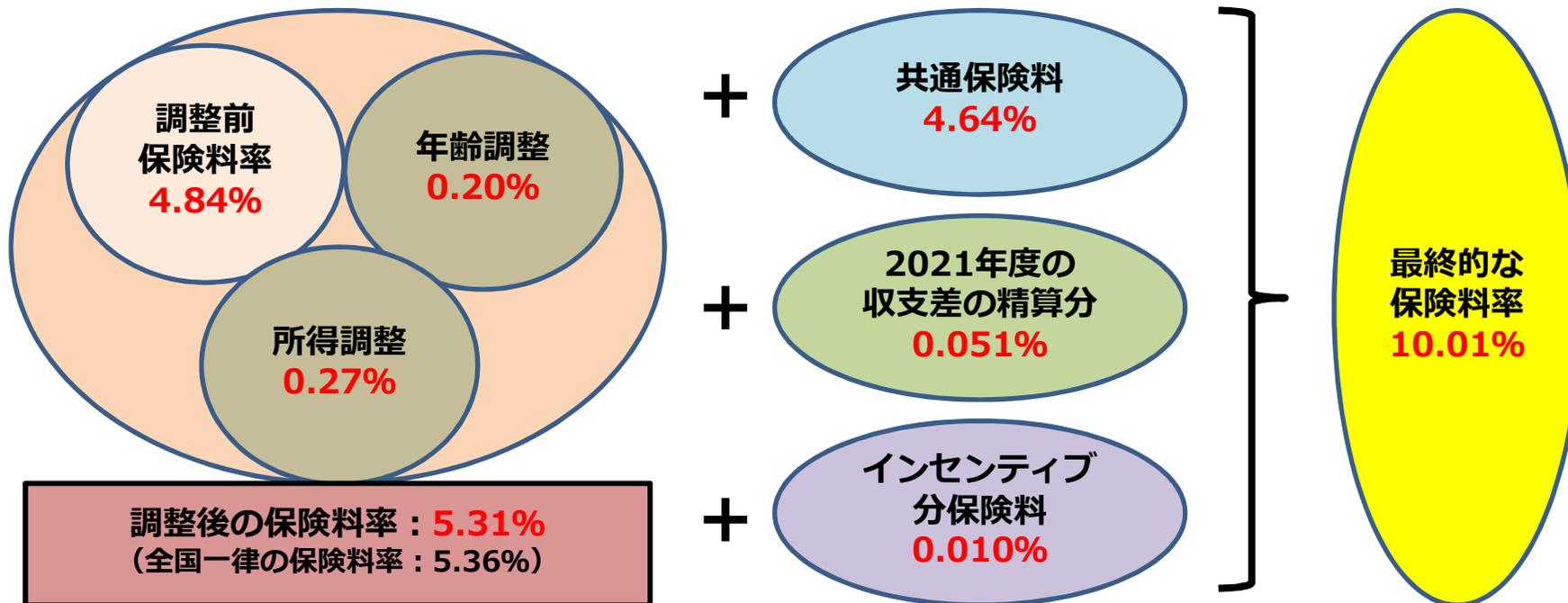
→ このため、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う

(年齢調整) 年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

(所得調整) 所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

### ○インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に盛り込む。

【愛知県の場合（年齢構成が低く、所得水準が高い）】



## 2023年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1

20

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

26

愛知支部

## 2023年度都道府県単位保険料率の2022年度からの変化（暫定版）

2022年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+ 90	1
+0.04	+ 60	1
+0.03	+ 45	1
+0.01	+ 15	1
0.00	0	1

13

愛知支部

2022年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.02	▲ 30	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.05	▲ 75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

33

- 注1) 「+」は2023年度保険料率が2022年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
 注2) 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

# 政府予算案を踏まえた収支見込（2023年度）の概要について

## 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 政府予算案を踏まえた収支見込（2023年度）の概要

政府予算案を踏まえた2023年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.2兆円、支出（総額）が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2,100億円の見込み。

### ① 収入の状況

収入（総額）は、2022年度（直近見込）から900億円の減少となる見込み。

- ▶ 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は2022年10月から開始されているため、2022年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、2023年度は12か月分の影響となる。

### ② 支出の状況

支出（総額）は、2022年度（直近見込）から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ▶ 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、2023年度薬価改定や被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ▶ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、2022年度は2020年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、2023年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ▶ 「その他」について、2023年度は、2022年度と比較して、主に国庫補助の精算（国庫特例減額措置分）による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

### ③ 収支差と準備金残高

2023年度の「収支差」は、2022年度（直近見込）より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。

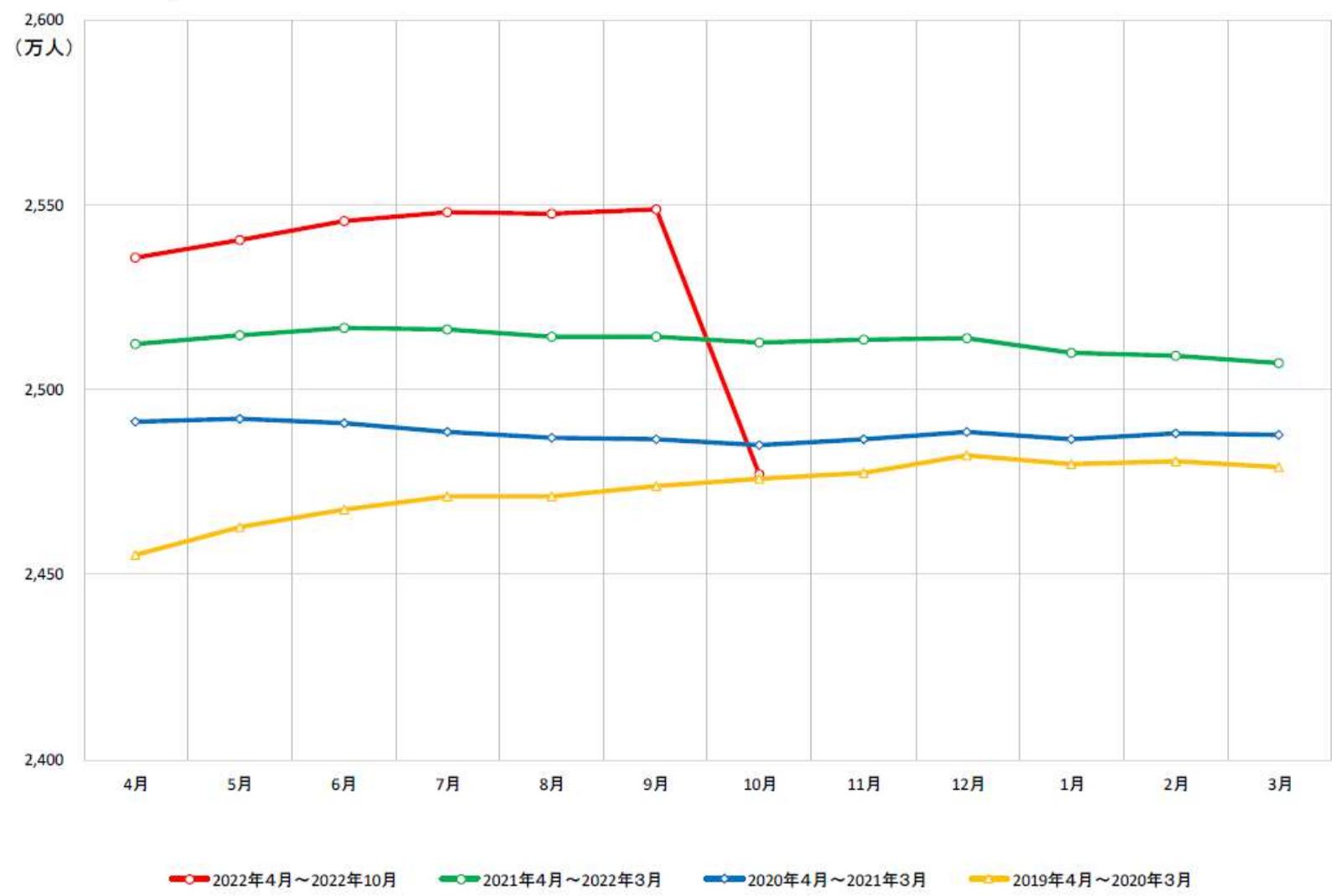
（収支均衡料率は、9.78%の見込み。）

2023年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

## 協会けんぽの被保険者数の動向

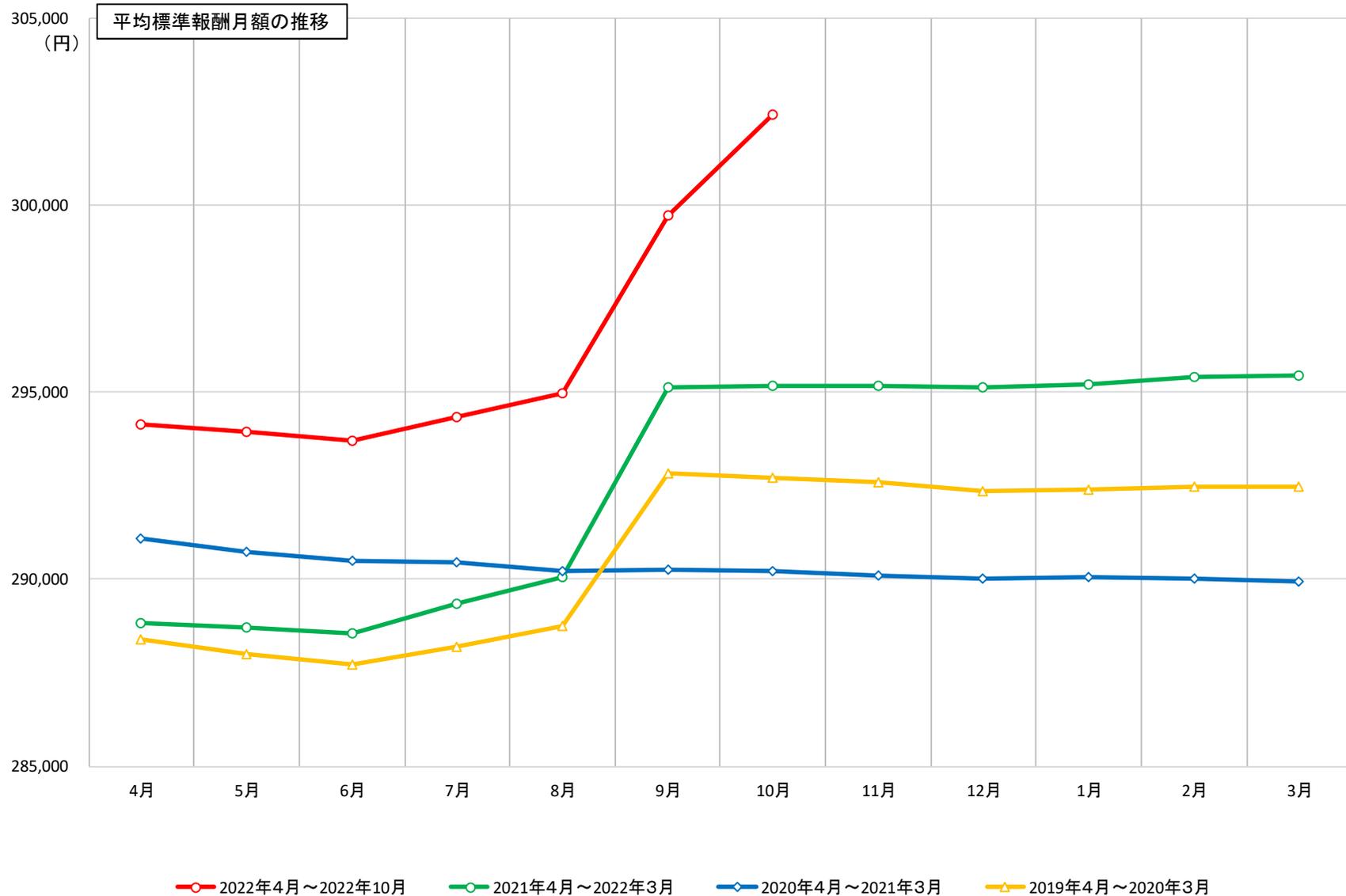
国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正による共済組合員資格の適用要件の拡大に伴い、2022年10月は大きく減少した。

被保険者数の推移



## 協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正による共済組合員資格の適用要件の拡大に伴い、業態が公務である非常勤職員等が共済組合員となり、2022年10月は大きく上昇した。



## 2023年度の介護保険料率と介護納付金について

### 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： <b>1.82%</b>
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比 ⇒ + 641
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 介護保険の2023年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2023年度は、2022年度末に見込まれる不足分（217億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から2023年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の2023年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

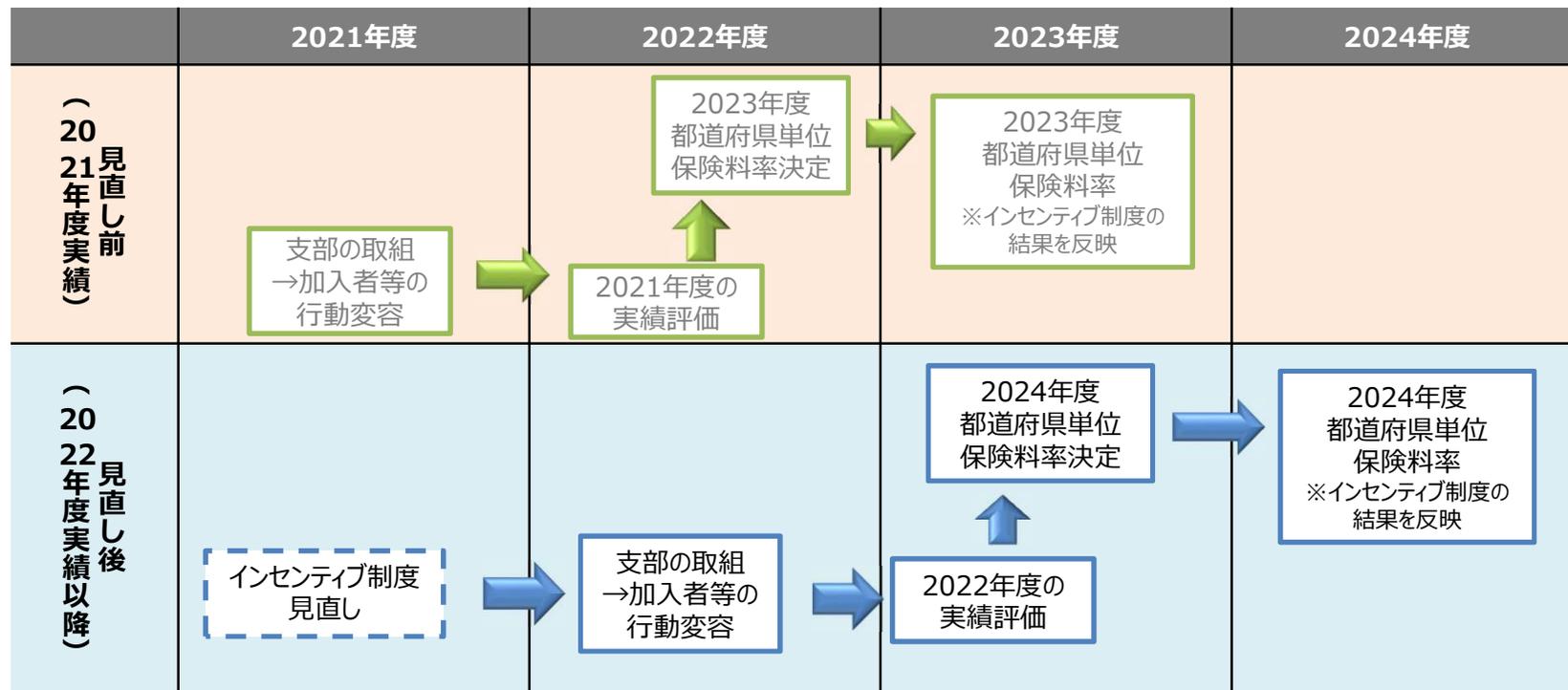
〔年額〕 7,819円（71,242円 → 79,061円）の負担増  
〔月額〕 576円（5,248円 → 5,824円）の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

（注2） 「年額」は2023年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

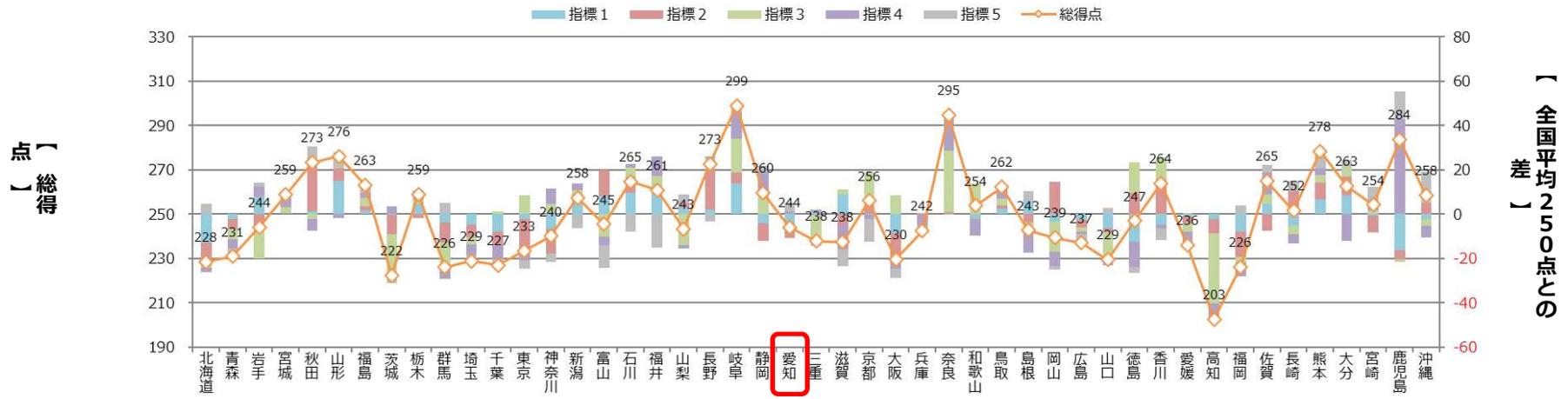
## インセンティブ制度について

- インセンティブ制度は、支部ごとの加入者及び事業所の行動等を評価し、その結果に基づき、インセンティブを付与し、翌々年度の都道府県単位保険料率に反映させる制度で、2018年度より運用を開始している。
- 2021年度には、成長戦略フォローアップ（2020年7月17日閣議決定）を踏まえ、運営委員会及び評議会から制度の見直しに関するご意見もいただき、インセンティブ制度の見直しを行なった。見直し後のインセンティブ制度については、2022年度実績に基づく2024年度のインセンティブ保険料率から反映することとなる。（見直し後のインセンティブ制度については22ページ参照）
- 2021年度実績については、見直し前の評価指標の実績値に基づき算出を行った（2021年度の実績値は18～21ページのとおり）。  
 なお、2021年度実績に基づく2023年度のインセンティブ保険料率は、第115回運営委員会（2022年1月27日開催）でお示したとおり、法令に基づき千分の〇・一（0.01%）に引き上げることとなる。

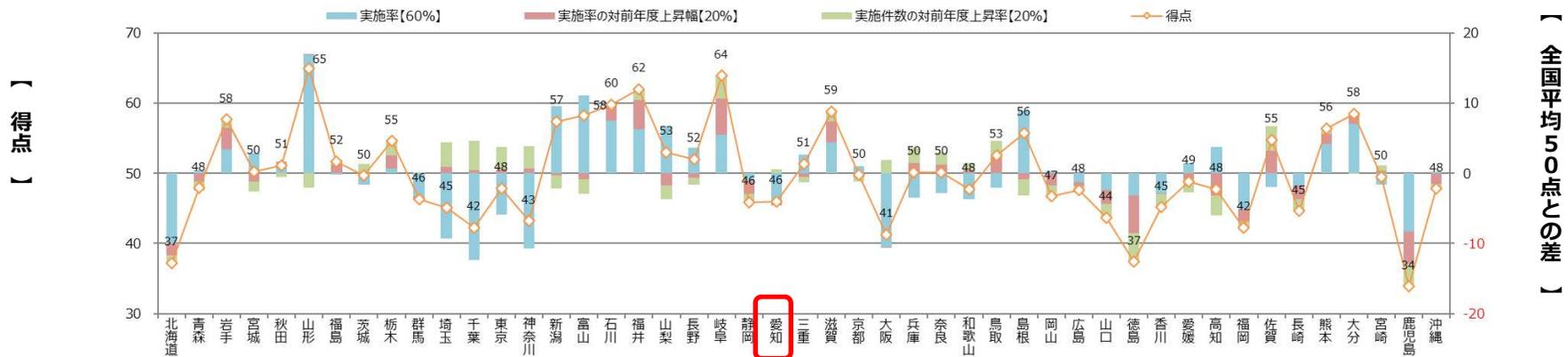


# 2021年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

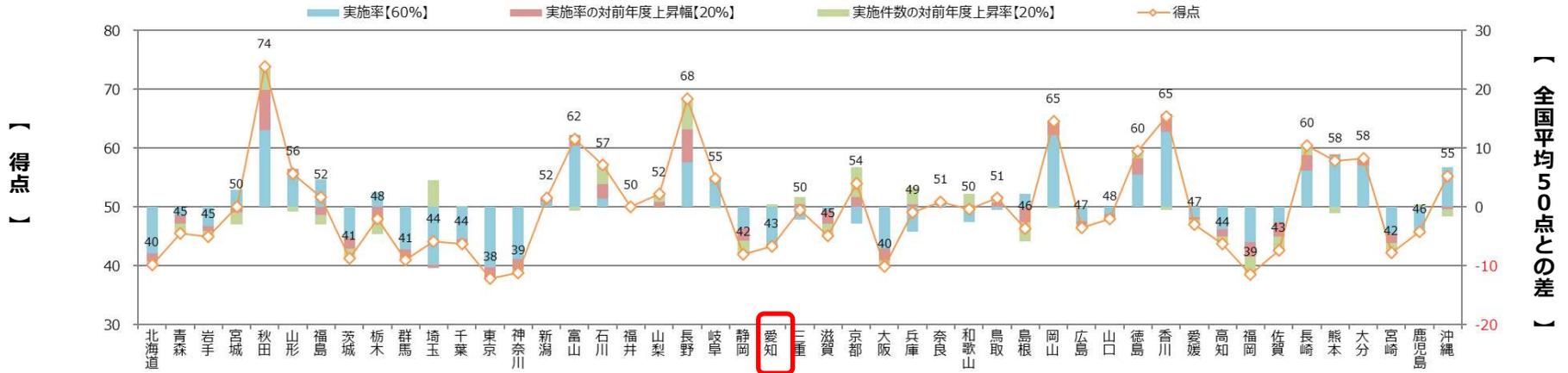


## 指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

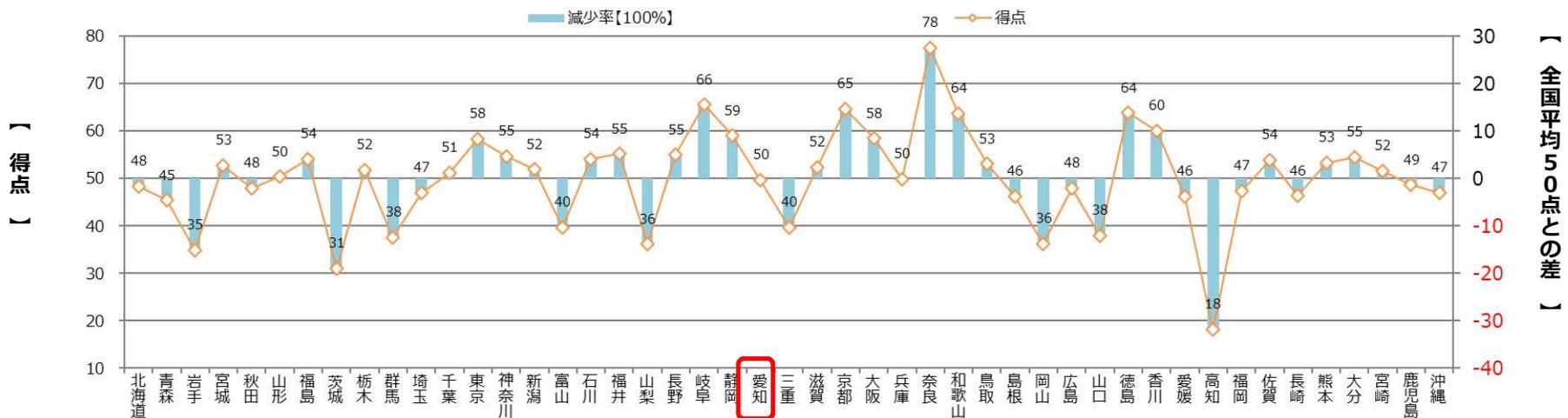


# 2021年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

## 指標 2. 特定保健指導の実施率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

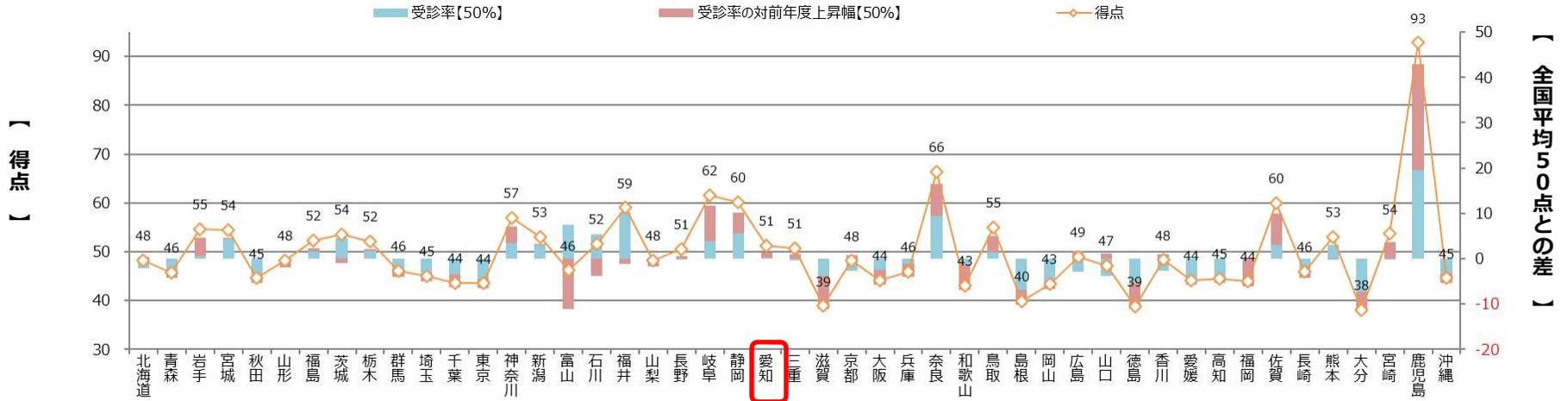


## 指標 3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

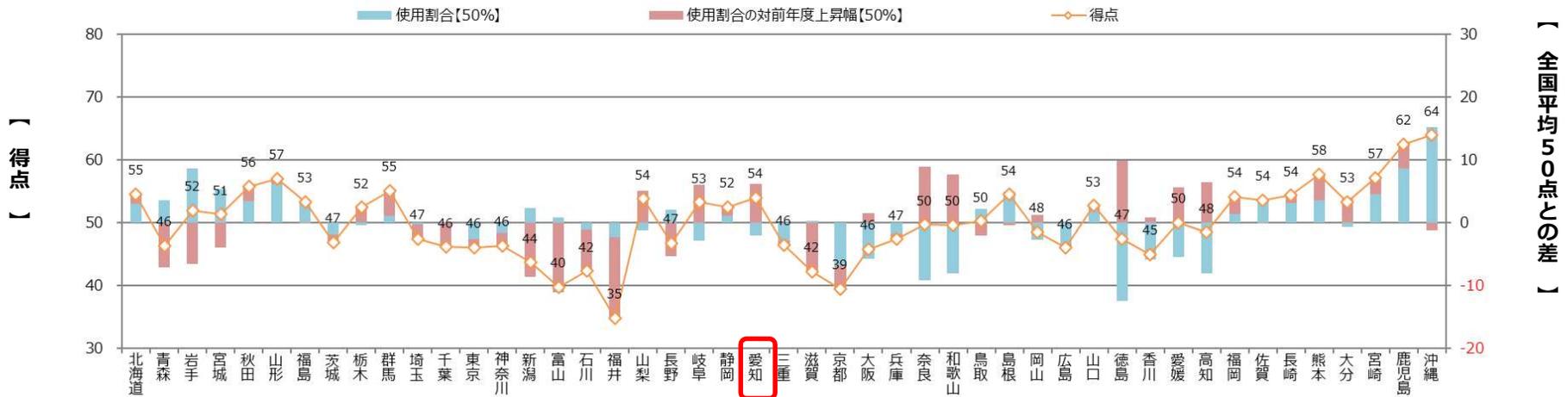


# 2021年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標 4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標 5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

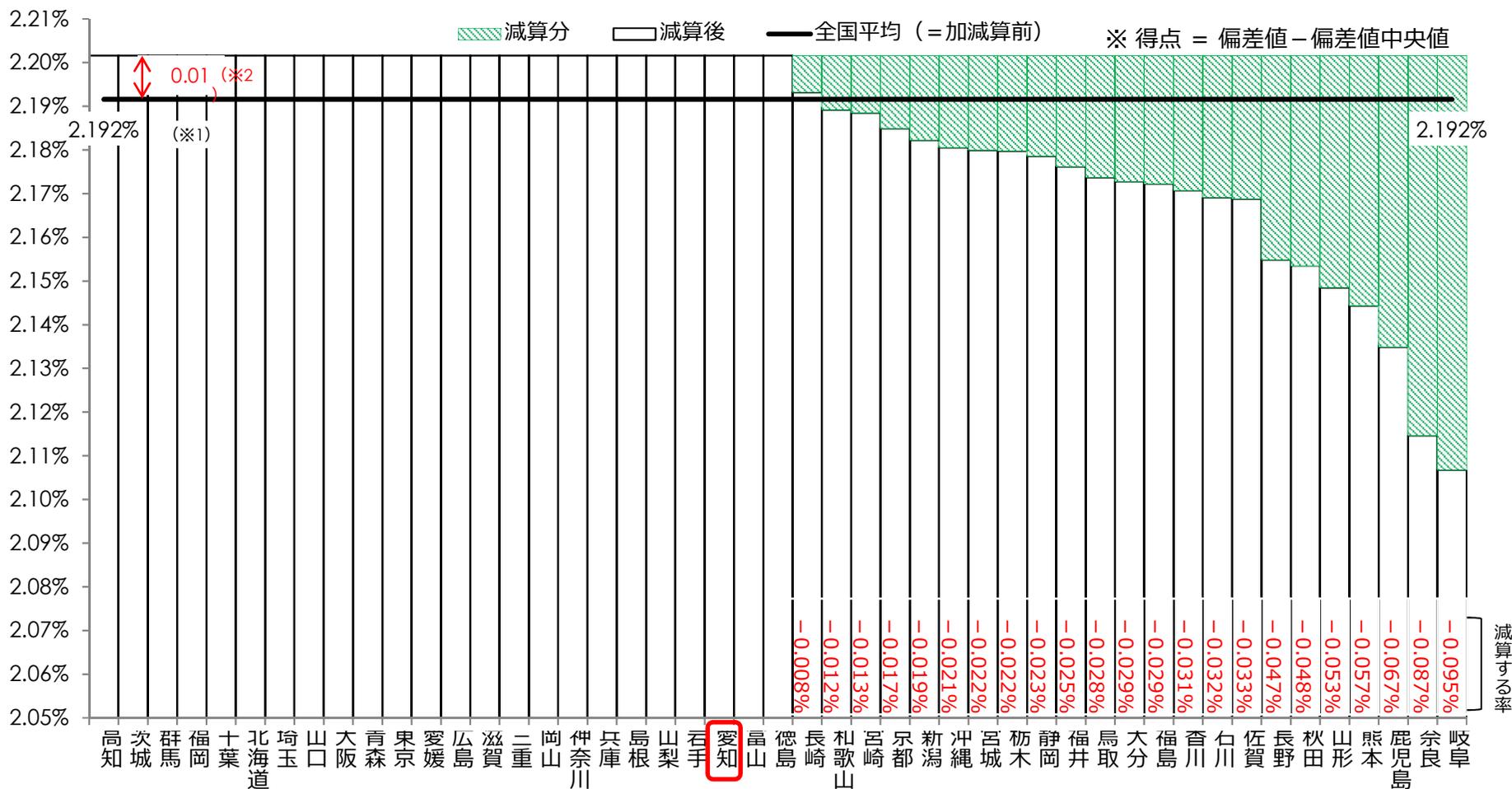


# 2021年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

## 【2021年度実績評価 ⇒ 2023年度保険料率へ反映した場合の試算】

2023年度保険料率の算出に必要な2023年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と2023年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。

加算率0.01



※1 2023年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、2023年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、2021年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で置き替えている。

※2 2023年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、2021年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を2023年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で置き替えている。

# 見直し後の協会けんぽのインセンティブ制度について

## 見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

### 評価指標の見直し

#### <現行>

現行の評価指標	配点
指標 1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率：60% 実施率の対前年度上昇幅：20% 実施件数の対前年度上昇率：20%	50
指標 2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率：60% 実施率の対前年度上昇幅：20% 実施件数の対前年度上昇率：20%	50
指標 3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率：100%	50
指標 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率：50% 受診率の対前年度上昇幅：50%	50
指標 5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合：50% 使用割合の対前年度上昇幅：50%	50
合計	250

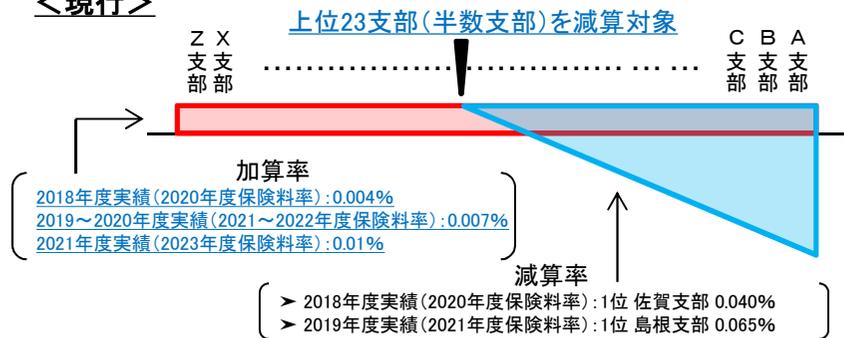
#### <見直し後>

2022年度以降の実績の評価に適用し、その結果を2024年度以降の都道府県単位保険料率に反映させる。

見直し後の評価指標	配点
指標 1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率：50% 実施率の対前年度上昇幅：25% 実施件数の対前年度上昇率：25%	70
指標 2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率：50% 実施率の対前年度上昇幅：25% 実施件数の対前年度上昇率：25%	70
指標 3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率：100%	80
指標 4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率：50% 受診率の対前年度上昇幅：50%	50
指標 5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合：50% 使用割合の対前年度上昇幅：50%	50
合計	320

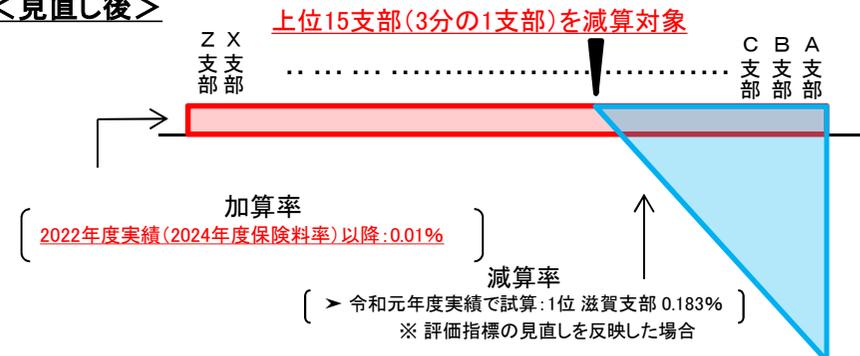
### 加算減算の効かせ方の見直し

#### <現行>



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。

#### <見直し後>



### 現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

○ 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。